

余市町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

第3期

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

余 市 町

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	1
3	計画の期間	1
4	対象とする温室効果ガス	2
5	対象範囲	2
第2章	温室効果ガス排出量の目標	3
第3章	取組	4
1	直接効果が把握できる取組	4
2	間接的に効果がある取組	5
第4章	推進と点検・評価	6
1	推進体制	6
2	点検・評価	6
3	公表	6

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

世界の政策決定者に科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、平成25年～平成26年に「第5次評価報告書」を公表しました。この中では観測事実として、気候システムの温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が地球温暖化の要因であった可能性が極めて高いことなどが示され、早い段階での二酸化炭素の排出削減の必要性を訴えています。

我が国は、「京都議定書目標達成計画」の第一約束期間（平成20年度～平成24年度）の削減目標を達成することができました。国は平成27年、国連気候変動枠組条約締結国会議（COP21）で採択されたパリ協定に先立ち、平成42年度までの削減目標を平成25年度比で26.0%減とする「日本の約束草案」を事務局に提出し、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくものとしています。

また、令和3年に閣議決定した新たな地球温暖化対策計画では、地方公共団体の役割を「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」としているほか、「自ら率先的な取り組みを行なうことにより、地域の事業者・住民の模範となることを目指すべきで、自らの事務及び事業に関し実行計画を策定し実施すること」とされています。

2 計画の目的

余市町では平成24年1月に、平成24年度～平成28年度を計画期間とする「余市町地球温暖化対策実行計画」を策定し、主な公共施設における二酸化炭素の排出量削減の取り組みをスタートしました。平成29年度には第2期の計画を策定し、当初の計画期間終了から引き続き、地球温暖化防止に向けた取組を進めてきましたが、このたび第2期の計画期間が終了することから、あらたに第3期の実行計画（事務事業編）を策定し、引き続き取り組みを推進していきます。

3 計画の期間

令和4年度から令和8年度の5年間を計画期間とします。

なお、計画の基準年度は、直近である令和2年度が新型コロナウイルス感染症の影響による施設休業などにより特異値となることから、それ以前の平成29年度から令和元年度までの3年間の平均値を基準値として設定します。

4 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、およそ95%を占めている二酸化炭素を対象として取組を推進していきます。

5 対象範囲

実行計画の対象とする事務・事業の範囲は、原則として地方自治法に定められた本町の行政事務とします。ただし、指定管理等で行う事務・事業は除きます。

対象施設等一覧

部	課	各施設		
総務部	総務課	役場庁舎	公用車	
	地域協働推進課	防災公用車		
民生部	福祉課	福祉センター	福祉の家	各寿の家
		各会館	各生活館	生活改善センター
		老人福祉センター		
	子育て・健康推進課	各保育所	各児童館	
	環境対策課	グリーンセンター	町営斎場	登水処理場
経済部	農林水産課	排水処理場	フィッシャリーナ	水産加工研修センター
		各構造改善センター	活性化センター	登農村公園管理棟
		公用車		
	商工観光課	勤労青少年ホーム	農道離着陸場	労働福祉会館
		宇宙記念館		
建設水道部	建設課	除雪センター	円山公園交流施設	
	まちづくり計画課	団地集会所等		
	下水道課	下水道管理センター	各ポンプ場(所)	公用車
	水道課	各浄水場	各ポンプ場	公用車
教育委員会	学校教育課	各小学校	各中学校	公用車
		中央公民館	水産博物館	図書館
	社会教育課	福原漁場	運上家	コッパ洞窟
		ジャンプ台	公用車	

第2章 温室効果ガス排出量の目標

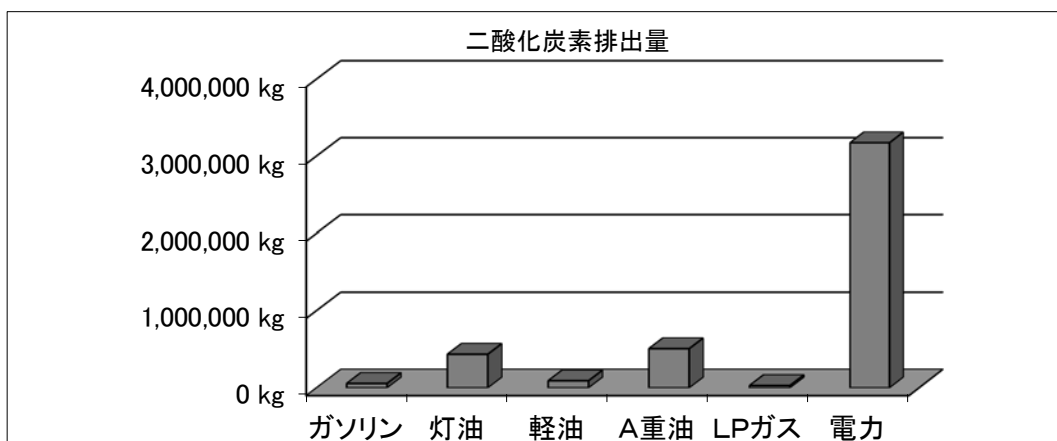
目 標	町の事務・事業から排出される温室効果ガス(二酸化炭素)総排出量について、計画期間中(令和4年度～令和8年度)に基準値から5%削減を目指します。
-----	---

温室効果ガス(二酸化炭素排出量)の基準値(3カ年平均)

調査項目		二酸化炭素排出量			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均値
燃料 使用量	ガソリン	58,935 kg	58,638 kg	54,058 kg	57,210 kg
	灯油	472,898 kg	423,596 kg	408,933 kg	435,142 kg
	軽油	94,309 kg	101,703 kg	78,231 kg	91,414 kg
	A重油	579,427 kg	465,243 kg	476,082 kg	506,917 kg
	LPガス	32,101 kg	30,567 kg	27,705 kg	30,124 kg
電力		3,218,345 kg	3,226,371 kg	3,070,203 kg	3,171,640 kg
総排出量		4,456,015 kg	4,306,118 kg	4,115,212 kg	4,292,447 kg
基準年度排出量					4,292,447 kg
削減目標 基準値の5%					214,622 kg
目標年度(R8)排出量					4,077,825 kg
(参考)令和2年度排出量					3,917,997 kg

要因別の排出状況(基準値による)

	CO2排出量	割合
ガソリンの使用	57,210 kg	1.3%
灯油の使用	435,142 kg	10.1%
軽油の使用	91,414 kg	2.1%
A重油の使用	506,917 kg	11.8%
LPガスの使用	30,124 kg	0.7%
電力の使用	3,171,640 kg	73.9%
合 計	4,292,447 kg	100.0%



第3章 取組

1 直接効果が把握できる取組

(1) 電力使用量の削減

- ・効果的、計画的な事務処理に努め、夜間残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・昼休みの消灯や時間外時の不必要箇所の消灯を行います。
- ・トイレ、会議室等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- ・勤務終了後の早期退庁を奨励します。
- ・電気製品及び電気設備については、省エネタイプ（LED等）に更新します。

(2) 燃料使用量の削減

[施設]

- ・冬期間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行います。
- ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行います。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進します。

[公用車]

- ・急発進、急加速はしません。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控えます。
- ・公用車の更新に当たっては積極的に低燃費車の導入を図ります。
- ・公用車の使用に当たっては、効率的な運行に努めます。

(3) 物品等の購入、更新

- ・物品等の購入、更新をする時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。

(4) 施設の新築、改築

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。

2 間接的に効果がある取組

(1) 用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・古紙配合率 70%以上、白色度 70%以下のものを購入するように努めます。

(2) 事務用品

- ・詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努めます。

(3) 水道

- ・日常的に節水を心がけます。
- ・機器の更新時等には節水型機器の導入を図ります。

(4) 廃棄物の減量化・資源化

- ・物品の再利用や修理により長期利用に努め、廃棄物の減量化を図ります。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・使い捨て容器の購入は極力控えます。

第4章 推進と点検・評価

1 推進体制

推進本部及び推進担当者と全職員が協力し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部（庁内会議）

副町長を本部長とし、各部長職等を構成員として組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

(2) 推進担当者

各課長職等を推進担当者とし、各課内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整しながら推進を図ります。

(3) 事務局

事務局を環境対策課環境衛生グループに置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

(4) 職員に対する啓発等

職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施すると共に、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

- ・環境保全全般に関する意識向上を図るための情報提供を行います。
- ・情報の提供については、庁内 LAN を有効活用しペーパーレス化を図ります。

2 点検・評価

事務局と推進担当者が連携して定期的に進捗状況を把握し推進本部において点検評価を行います。

3 公表

計画の進捗状況及び点検評価結果は、ホームページ等により公表します。